

Title	ナント王令 : 史料と内容(下)
Author(s)	和田, 光司
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.37, 2007.2 : 91-142
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3133
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

ナント王令 — 史料と内容 — (下)

和田光司

五、内容

本章では王令本文、個別条項、王書の順に文書別にその内容を述べ、続いてナント王令に付随する諸文書のうち特に重要と思われる「守備隊目録」の内容を述べる。それぞれの内容において、以前の平和王令との比較、およびジュネーヴ版との比較を試みている。本章に入るに先立ち、予備知識として各宗教戦争終結時の平和王令の一覧をあげておく。

- 第一次 一五六三年 アンボワーズ王令
- 第二次 一五六八年 パリ王令 (通称「ロンジュモー王令」)
- 第三次 一五七〇年 サン・ジェルマン王令
- 第四次 一五七三年 ブーローニュ王令
- 第五次 一五七六年 パリ王令 (通称「ボーリユー王令」)
- 第六次 一五七七年 ポワチエ王令

第七次 一五八〇年 プロワ王令（「フレクスの和」）⁴⁸
第八次 一五九八年 ナント王令

一 王令本文

宗教戦争期の平和王令は主にプロテスタントを対象としたものであり、その構成はパリ王令（第五次、以後文中の「パリ王令」とはこれを指す）以降確立している。すなわち、王令はまず序文から始まり、平和の回復、宗教活動についての規定、対プロテスタント裁判の規定、違法行為の免責とプロテスタントの諸権利、プロテスタントの安全保障と続き、終結部（王令の実施に関するもの）をもって終わりとなる。ナント王令も基本的にはこの構成に従っているが、安全保障については本文ではなく王書Bに含まれている。序文については、より広い視野から、登録や実施の過程なども含めたアンリ四世とナント王令との関係の一部として論ずる必要があり、本論の対象からは除外した。

A. 平和の回復（第一条―第五条）

ナント王令は平和王令の基本パターンに従って始まる。第一条で、過去の戦争行為について、「これが生じなかつたかのように」記憶の抹消を一般的に命じ、続いて国王裁判所に対してこれらの戦争行為に対する告発を禁じる（以下、表2参照）。第二条では全臣民に、過去の争いに関して、新たに記憶を蒸し返したり相手に攻撃的な言動を取ることを禁じる。第三条で、カトリック礼拝の全土における復興、および戦争中に奪われたカトリック教会の財の返却が命令されている。ここまではいわば平和王令の序章部分であり、ナント王令も従来の形式を踏襲している。⁵⁰ 平和王令はこの後プロテスタントの宗教的権利へと移り、ナント王令もこの順序に従うのであるが、特に注意すべきは、プロテスタント

に対するカトリックの記述の優先であろう。十六世紀のフランスにおいて宗教的平和の回復といえ、まずカトリック教会の全き再建が問題とされたのである。プロテスタントの権利は、あくまでもカトリック教会の復興を前提として副次的に認められているにすぎないのであつて、ナント王令もその例外ではなかった。カトリック礼拝がフランス全土への復興を認められるのに対し、後述するようにプロテスタント礼拝は一部の地域に認められるにすぎない。この差異は、ナント王令の評価において極めて重要である。

このAの部分において、ナント王令は基本的に以前の平和王令の枠組に従っているが、細かい点で追加・修正が見られる。第四・五条が返還の細則として加えられ、また第三条内にカトリック教会でのプロテスタント説教禁止の項目が新たに加えられている。

ジュネーヴ版との異同についてであるが、ナント王令のバリ高等法院登録時にパリ高等法院自体とカトリックの全国聖職者会議の二団体から国王に諸請求がなされ、これが登録時の変更へ反映したことが一般に知られている。史料がないため、どの変更がどちらの請願に属するか、正確に判断することは不可能であるが、内容からある程度の推測は可能である。このAの部分では、細かい語句の変更以外に第四条の一部に大きな内容の変更があり、カトリック側の請願によるものと判断できる。⁽⁵⁾

B. 宗教活動（第六条―第二十九条）

(一) 良心の自由（第六条）

第六条の良心の自由の容認から、プロテスタントの宗教活動についての規定が始まる。ナント王令について伝統的に語られてきたように、全臣民に対する良心の自由の法的容認は、確かに十六世紀のヨーロッパ史において画期的な事件であつた。⁽⁶⁾ ただし良心の自由は第一次以降のすべての平和王令に含まれており、それぞれの平和王令で内容が大きく異

なるわけではない。ナント王令それ自体における特別な要素は見られない。

(二) 礼拝場所（第七条―第一五条）

各平和王令に固有の内容としてより重要なものは、礼拝場所についての規定であり、ナント王令ではこれが第七条から第一五条まで続いている。この問題についてプロテスタントは、当然ながら全土での自由な礼拝という理想を掲げていた。しかし第五次宗教戦争などの一部の例外を除けばこの要求がそのまま通るはずもなく、平和王令の交渉において様々な制限を加えられていく。ナント王令でも許可された場所以外での礼拝は禁止されている（第一三条）。

第一次宗教戦争の和平交渉において、礼拝場所規定の三つの原則が形成され、この枠組はその後ナント王令まで維持されることとなる。第一は、終戦時に礼拝が行われていた場所が戦後もそのまま認められるという、「現状維持」の原則である。ただしこの原則には問題がなかったわけではない。その後、戦争が繰り返される度に支配地の境界線は変化し、礼拝場所も変化する。結局、軍事的占領が礼拝地の獲得行為と一体化し、境界線の修正のために新たな戦争が引き起こされることとなった。そのため王側に有利に制定されたポワチエ王令（第六次宗教戦争）では、戦争の結果にかかわらず戦争開始時の礼拝場所が戦後に維持されることとなり、以後の立法の基本線となる。ナント王令の交渉も、当初ポワチエ王令を基準としたため、まず第六次宗教戦争開始時の礼拝場所が王側から提示された（第一〇条）。しかしプロテスタント側にその後の状況の変化を考慮していかないとの不満が大きかったため、このナント王令の交渉当時、すなわち一五九六年から一五九七年八月までの間に礼拝がなされていた場所も、加えて認可されることとなった（第一一条）⁽⁵³⁾。この種の現状維持による礼拝地は、後に「占有礼拝地」^{キユルト・ド・ゴセツヤキ}と呼ばれている⁽⁵⁴⁾。

礼拝場所交渉の第二の原則は、貴族の優遇である⁽⁵⁵⁾。王権は貴族の自邸での礼拝を優先的に認めるが、これには貴族を他のプロテスタント勢力から切り離す意図も存在したと思われる。ただし同じ貴族でも上級⁽⁵⁶⁾と下級とで扱いに差が存在

した。上級貴族の自邸内の礼拝は基本的に人数制限がなく、一部の例外を除いて、この原則は第一次宗教戦争からナント王令まで一貫している(第七條⁵⁸)。下級貴族の場合は、家族に何人を加えるかという形で人数制限がなされた。この数は各平和王令によつて異なるが、サン・ジェルマン王令の「家族以外に一〇人まで」という規定が以後の標準となり、ポワチエ王令もこれに従う。ナント王令では交渉の結果、家族プラス三〇名にまで拡張された(第八條)。この貴族の領地での礼拝は、後に「封土礼拝地^{キユルト・ド・コンフェソ}」と呼ばれている。

現状維持と貴族優先の原則だけでは、プロテスタントが劣勢な地域の民衆は新たな礼拝が持てないことになる。そこで新たな礼拝地の設定が要求され、裁判管区のバイイ管区(バイヤージュ)ごとに何ヶ所、という形式で認められる⁵⁹。この割り当て地は、後に「委讓礼拝地^{キユルト・ド・コンフェソ}」と呼ばれている。一般的にはアンボワーズ王令(第一次)の、バイイ管区につき一ヶ所が標準となり、これはポワチエ王令以後も踏襲される。ナント王令ではポワチエ王令時の委讓礼拝地が再認され、新たにもう一ヶ所が追加された(第一〇・一一條)。

以上のようにナント王令は、「占有礼拝地」については第六次宗教戦争開始時の礼拝地、「封土礼拝地」については上級貴族の無制限、下級貴族の「家族以外一〇人まで」、「委讓礼拝地」については各バイイ管区一ヶ所、というポワチエ王令の規定を基準とし、これに一五九六年から一五九七年八月まで礼拝が維持されていた地域を追加し、下級貴族の領地の礼拝において家族プラス三〇人の礼拝まで拡張し、バイイ管区ごとに一ヶ所の礼拝地を追加した。

ところで、王は各旧教同盟勢力に対して帰順時に和約を結んでいたが、その多くは内容として支配地におけるプロテスタント礼拝の禁止を含んでいた。これはナント王令にも反映し、王令本文では礼拝の禁止が原則として一般的に確認され(第一二條)、個別条項ではそれぞれの帰順条約ごとに礼拝の禁止内容が確認されている(第一一―三二條)。旧教同盟の影響によるこのような礼拝地の制限は、以前の平和条約に見られなかったものであり、ナント王令の特徴の一つと言えよう。ナント王令の交渉における様々な礼拝場所の追加は、この制限に対する代償に他ならなかった。結局ポワ

チエ王令と比較して、全体として礼拝地の拡大に顕著な進展は見られず、カトリックに対するミサの全土復興とは大いに隔たりがあった。

以上の三種の一般的な礼拝地の他に、平和王令には例外的な礼拝の規定が存在した。権力の中枢であるパリと宮廷はポワチエ王令以前から例外として扱われており、ナント王令でも同様である。またナント王令では、軍隊内の礼拝についての規定も例外として新たに加えられている。⁽⁶¹⁾ (i) まずパリについては、ポワチエ王令でここから約四四キロメートル (10 lieues) の圏内は禁止されていたが、ナント王令本文では約二二キロ (5 lieues) に緩和された (第一四条、個別条項第三三条)⁽⁶²⁾。ただし実施の段階でより近郊の場所が許可された。⁽⁶³⁾ (ii) 宮廷に関してはポワチエ王令以後約九キロ以内 (2 lieues) に禁止。ナント王令では、本文で約二二キロ (5 lieues) に拡大する一方で (第一五条)、王書 B で室内での秘密裏の礼拝を容認している。⁽⁶⁴⁾ (iii) 軍隊についてはプロテスタント首領の下での礼拝を許可し、それ以外の礼拝を禁止 (第一五条)。ただし個別条項で、軍人の近隣の礼拝への出席を容認 (個別条項第三六条)。

礼拝地の規定におけるジュネーヴ版との相違であるが、全国聖職者会議からの圧力によると思われる重要な変更が委譲礼拝地に関して加えられる (第一一条)。委譲礼拝地として指定可能な場所から、カトリック教会の領地に加え、司教座や大司教座の所在地が除外されたのである。⁽⁶⁵⁾ その結果、プロテスタント礼拝は王国の主要都市の大半から除外されることとなり、後のプロテスタントの発展にとって大きな足かせとなった。特別礼拝地については、大きな相違点はない。

(三) その他の規定 (第一六条―第二九条)

礼拝場所の規定の後、第一六条から第二九条まで、その他の宗教的規定が続く。プロテスタントの保護や優遇に関するものとして、まず狭義の宗教活動については、礼拝地における会堂建設の許可 (第一六条)⁽⁶⁶⁾、プロテスタントの埋葬

に対する冒法的行為の禁止(第二九条、個別条項第四五条)、王権による墓地の即時指定(第二八条)。家族については、カトリック教会法の結婚規定の適用についての例外(第二三条、個別条項三九―四二条)、洗礼強制のための子供の誘拐の禁止(第一八条)、プロテスタントの相続権の保証(第二六条)。その他、教育・医療の平等(第二二条)、カトリックへの改宗の約束の無効(第一九条)などの条項がある。また王国や中間団体などの公職の平等(第二七条、個別条項第一〇条)も、平和王令では法的権利ではなく宗教的権利のカテゴリーに含められている。第二四条では、公職就任時のカトリック的儀式の免除が認められている。フランス王国における公職はカトリック的伝統と密接に結びついていたのである。一方、プロテスタントを制限するものについては、カトリックの祭日の遵守(第二〇条)、出版の検閲(第二二条)、カトリック教会維持のための十分の一税支払(第二五条)などの条項が存在する。

この部分の内容のほとんどはすでにパリ王令には現れており、少なくともナント王令の本文において目新しい部分は多くない。全く新たな条項は第一八条のみであり、部分的改定は、第一六・二八条に加えられた、カトリックに奪われた会堂用地や墓地の返還程度である。教会会議開催の許可、教育の平等といった新たな宗教的権利は、個別条項の枠内で扱われている。これについてはまた後述する。

両宗派の平等は、現実はともかくとして少なくとも文面の上では、教育や官職などの分野において認められている。しかし十分の一税義務や祭日遵守がよく示しているように、王国におけるカトリック的伝統の保持とプロテスタントの周辺性は顕著である。全国聖職者会議は登録時に圧力をかけて改変を迫り、この周辺性を一層強化している。出版検閲の担当者(第二一条)について、国王司法官のみならずカトリック神学者の参加を認めさせた。また礼拝許可地以外での出版・販売を禁止。第一八条は、ジュネーヴ版で誘拐の禁止のみならず再洗礼自体を禁止していたが、これを削除し、カトリックによる再洗礼の道を開いた。第二七条の官職の平等に関して、ジュネーヴ版は官職給与状から、「カトリック信徒であることの証明がなされた後に」給与される、という伝統的な規定を除去することを認めていたが、これ

を撤回。また埋葬についての個別条項第四五条で、ジュネーヴ版ではプロテスタントへの墓地の指定が遅れた場合に現カトリック墓地への埋葬を認めていたが、これを撤回した。⁽²⁵⁾

C. 対プロテスタント裁判(第三〇条—第六七条)

第三〇条から第六七条まではプロテスタントが当事者となる裁判についての条項であり、高等法院内に特別に設置される「王令特別法廷」(Chambre de l'Édit)がその内容の中心である。アンリ二世時代の「火刑裁判所」^(シヤブレルケルグ)をはじめとして、プロテスタントは国王裁判所による迫害に苦しめられ続けた。それだけに、公平な裁判についての諸要求は早くから現れている。例えばプロテスタントに対し極度に敵対的なカトリック評定官の忌避(recusation)の規定は、サン・ジェルマン王令から見られる。プロテスタントに対する特殊な法廷の存在はパリ王令から現出しており、各王令によりその内容は異なっている。法廷開設において、全評定官の中でプロテスタントの占める割合、設置場所、評定官の定員数や新設数の三つが、主要な争点であった。少し長くなるが、以下これらの問題を順に概観していく。

まずプロテスタント評定官の比率であるが、王令特別法廷には、この比率を特定せず、プロテスタントの不採用さえ可能である狭義の「王令特別法廷」と、これを特定した法廷との二種があった。後者については、各宗派の評定官が等数である「両宗派等教法廷」(chambre mixte)と、プロテスタントが三分の一を占める「両宗派三分法廷」(chambre tripartite)が存在している(等教法廷、三分法廷ともに部長評定官は二名で等数)。自派の評定官の割合が多い方がより有利な判決を得る可能性が高いため、プロテスタントは両宗派等教法廷を第一に要求する。一方、王権は王国の司法体系からプロテスタントを排除したいと願っており、可能であれば王令特別法廷で、悪くても両宗派三分法廷に止めようとしている。

十六世紀フランスでは、北部に四ヶ所(パリ、ルーアン、レンヌ、デイジョン)、南に四ヶ所(ポルドー、エクス、

トゥールーズ、グルノーブル)の計八ヶ所の高等法院が存在した。プロテスタントの地理的勢力図に呼応し、一般的に北部よりも南部の方が国王官職に対するプロテスタントの要求度が高く、特にトゥールーズ高等法院の管轄での圧力は顕著であった。プロテスタントに有利なパリ王令では、全ての管区への両宗派等数法廷の設置が決定されたが、実現を見る間もなく、翌年のポワチエ王令で修正が加えられる。王権側に寄つたこの王令では、北部が王令特別法廷、南部が両宗派三分法廷とされた(表1参照)。ただし、トゥールーズ管区はすぐにネラク協定で等数法廷に変更されている。これらの法廷のうち、パリ管区(場所―パリ)、トゥールーズ管区(場所―リル・シュール・タールン)、ボルドー管区(場所―アジャン)、グルノーブル管区(場所―グルノーブル)のみ実現を見るが、七月王令(第八次宗教戦争)で廃止⁶⁷⁾アンリ四世即位後、一五九三年のマント王令でポワチエ王令・ネラク協定の諸法廷が再確認されるが、実際にはトゥールーズ管区(一五九五年、場所―カストル)とパリ管区(一五九六年)で再建がなされたのみであった。

ナント王令では交渉の結果、南部に関してはトゥールーズ、ボルドー、グルノーブルの三管区に両宗派等数法廷が設置される(第三一・三二条)。ただしトゥールーズ管区については、一五九五年に再建された先述の法廷の確認にすぎない。プロテスタントの影響力の弱いエクス管区は、グルノーブルに含まれることとなった。北部については、当面パリ管区のみ王令特別法廷が認められたが、これも一五九六年に再建された先述の法廷の確認にすぎない。デイジョン管区の係争は、パリ、または南部のグルノーブルの法廷に訴えることとされた(第三〇・三三条)。ルーアンとレンヌの管区には、パリと同様に、将来王令特別法廷を設置することが約束された。ルーアンについては一五九九年に実施の王令が出され、実現された。しかしレンヌでは、結局新たな法廷の設立を見ることはなかった。

次に設置場所についてであるが、これは新法廷(広義の王令特別法廷)の高等法院からの独立性の問題と関わっている。新法廷は、高等法院の敵意からプロテスタントを保護する目的もあつて設立されたのであるが、形式的には高等法院の一部となつたため、両者の関係は曖昧で、かつ緊張を含んだものとなつた。高等法院にとつて、新法廷は自らの権

威と権益の侵害者に他ならず、できる限りこれに掣肘を加え、好機があればこれを吸収・解体させたいと願っていた。王権の思惑も同様である。プロテスタントにとつて新法廷が現実には機能するか否かは、高等法院からの実質的な独立の程度とも関わっていたと言えよう。そこで評定官など諸役職を自前の「官職」(office)として設定するか否かを中心に、新法廷を院内の他法廷に依存するものとするか、あるいは他法廷から独立した組織とするか、という選択が問題となる。前者の場合には、他法廷の構成員に委任状 (commission) を与えて出向を命じ、職務の兼任により法廷を構成する。一方後者の場合には、新法廷に自前の官職を設立して、これを担当者に授与 (provision) し、院内に新たな社団を構成した。スタッフは専属である。ただし、カトリック役人は委任の形に固執し、新法廷の社団に加わることを拒絶したので、これを形成するのはプロテスタント役人のみであった。⁷⁸⁾

委任か社団かという選択は、先に述べたプロテスタント評定官の割合による三類型とも関連しており、比率を限定しない狭義の「王令特別法廷」は前者の、「等分法廷」や「三分法廷」は後者のタイプとなるのが常であった。しかし後者であつても独立性は絶対的ではなく、例えばポワチエ王令は、新法廷が将来の必要時に高等法院と「合体」(incorporer) すること、すなわち社団を解体し、プロテスタント役人の配属を高等法院内の他の諸法廷に移す可能性を明示している (個別条項第一四条)。その場合には、新法廷内の官職を廃止し、代わりに高等法院内の他の官職 (評定官については一般に「予審部」) を与えるという、官職の代替がなされることとなる。

実際、ポワチエ王令実施の過程で高等法院の圧力により合体が現実化したグルノーブル、アジャン (ポルドー管区)、リル・シユール・タルン (トゥールーズ管区) といった等分・三分法廷のうち、グルノーブルの三分法廷は設立後数ヶ月で高等法院と合体し、アジャンの三分法廷はプロワ王令の規定により一五八一年三月にポルドーへ移動・合体している。⁷⁹⁾ 合体後は、両宗派の評定官を特定の比率で出向させることにより法廷が維持されたが、より困難な場合には活動が停止したり、法廷が廃止されることもあった。⁸⁰⁾

このような合体化の進展のなかで、新法廷の設置場所が特別な意味を持つ。法廷の所在が高等法院と同じ場合には、合体への圧力も当然ながら極めて強力であつた。これには特に以下の事情がある。検事や尚書課など評定官以外の下位のスタッフに関しては、場所が同じである場合、官職か委任かを問わず、構成員としての「役職」の設定自体がなされないのが常だったのである。⁴¹⁾ 担当者は固定される必要がなかつた。彼らはあくまでも他法廷員として従来の活動の枠内で案件の処理を行う。新法廷の社団を構成するのはただ評定官のみとなり、社団はより弱体化した。

注目すべきは、以上のような経緯から「新法廷の所在」と「合体」との関係が、一つの必然的な因果法則として一般的に意識されるようになったことである。プロテスタントがほとんど存在しない狭義の王令特別法廷が高等法院と同じ場所に設置されるのは当然であろう。しかし等分・三分法廷であつても、両者が同じ場所の場合には合体に至るのは必然的と考えられるようになったのである。ナント王令の交渉において、この関係はすでに暗黙の前提とされており、プロテスタントは高等法院とは別な場所への設置を求め、王権は同一の場所を望む。結局、プロテスタント法曹家の勢力図を反映し、グルノーブル管区の等分法廷は同一の場所（グルノーブル）に設置されて合体し、トゥールーズ管区の等分法廷は別の場所（カストル）となつた。ボルドー管区の等分法廷は王令発布の時点でボルドーかネラクか未定であつたが、後にネラクに定着する。⁴²⁾ ただしポワチエ王令と同様、トゥールーズ、ボルドー両管区ともに将来の必要時における合体の可能性は明示されている（第三五・三六・三八条）。パリ管区の狭義の王令特別法廷がパリに設置され続けていることは、言うまでもない。

最後に新法廷の定員数や、評定官官職の増設数についてである。高等法院内の勢力拡大を狙うプロテスタントは、新法廷について、定員の拡充と共に、自派評定官の全員が今回新たに評定官に昇進する新人であることを求めた。すなわち、すでに高等法院内の他部門に身を置くプロテスタント評定官を官職の代替によって移動させるのではなく、新人のために新たな評定官官職を増設する（*creation nouvelle*）ことが求められたのである。逆に王権は、新法廷の定員を抑制

し、プロテスタント評定官についても官職の代替による移動で済ませ、不足人数分の官職のみを増設しようとした。

このプロテスタント評定官職の新たな増設の問題は、プロテスタント全体の利害に加えて、プロテスタント法曹家による個人的権益の獲得運動としての側面も有していた。⁸³ 注目すべきは、プロテスタントが王権に対し、有償が常であった評定官官職の無償の授与 (provision gratuite) を請求していることである。王権は、このような圧力にやむなく譲歩する場合、新法廷の問題と権益の問題とを切り離し、新法廷のプロテスタント定員を可能な限り抑制して、予審部など他法廷の評定官官職を授与することにより、事態に対処しようとした。それも官職の増設ではなく、すでに設立済の官職に配置することで済ませようとしている。

具体的に状況をたどれば、パリ王令でプロテスタントは、トゥールーズ管区で一〇、パリ管区で九、その他六ヶ所で各六、計五五の評定官の官職(部長評定官含む)を増設として獲得することとなった。ポワチエ王令におけるプロテスタントの評定官数は約三分の一の二〇に減少する。この二〇の官職は主として代替によるものであり、人数の不足分のみが増設されるにすぎなかった。ネラク協定ではトゥールーズのみ定員を増加させ、等分法廷への変更もありプロテスタント評定官数を五から九まで戻す。⁸⁴ 不足分のみ増設は、変化なし。先述のように、この時期の新法廷は、パリ、トゥールーズ、ボルドー、グルノーブルの諸管区のみ実現を見るが、実際の評定官職の増設数は不明である。

七月王令による全廃やマント王令による再建を経て、ナント王令では交渉の結果、ボルドーの等分法廷はプロテスタント評定官数七で、全員増設。グルノーブルの等分法廷も七名であるが、四名のみ増設。トゥールーズについては、すでに再建された等分法廷の現状維持で、ネラク協定の構成に変化なし。パリは、マント王令による再建時にプロテスタント評定官は皆無であったが、個人的な官職要求運動が特に強かったため、六名のプロテスタントが新たに高等法院の評定官官職を無償授与されることとなった。ただし増設でなく、すでに設立済みのもの。五名は予審部付きの評定官官職を授与される(うち二名は空位後)。残りの一名については、文面上は王令特別法廷への配属となっているが、実際

は出向と考えられる。本来の所属は不明。いずれにせよ、パリ王令特別法廷には、一名ではあるがプロテスタント評定官の存在が認められた。パリの数には複雑な事情があり、後に詳述する。

結局プロテスタントは新法廷としては二四の評定官職を獲得したが、うち確実な増設は一一のみ。パリ高等法院の他法廷への新人を加えて、評定官官職の新規獲得数の合計は一七になる(第三〇・三二条)。ちなみに、後に設立されたルーアンの王令特別法廷も、プロテスタント評定官は一名のみで、増設可否かは不明。

全体として、ナント王令でプロテスタントに認められた官職数は、ポワチエ王令と大差ないものであった。この官職の分配に見られる地方差は、プロテスタント法曹家の勢力図を反映した結果と云えるであろう。北部全体で新法廷のプロテスタント評定官はわずか一〜二名であり、圧倒的多数を占めるカトリック法曹家の激烈な攻撃を前に、ほとんど無力に等しかったであろうと思われる。また南部においても、ギユイエンヌやラングドックはともかくとして、新法廷の存在しないプロヴァンスや、合体を余儀なくされたドフィネーのプロテスタントの利益がどれだけ守られたかは疑問である。

第三七条から第六七条までは、新法廷を中心にした対プロテスタント裁判の細則が並ぶ。その多くはポワチエ王令の個別条項やネラク協定、プロワ王令の内容を整理したものである。これを分類すれば、第一に新法廷の役職について(第三七―四二、四九・五〇・五五・五七条)⁽⁸⁵⁾「以下、注内の傍線の意味については注九〇参照」、第二に、新法廷の権限や高等法院との関係について(第三四・四三・四四・四六・四七・六三・六四条)⁽⁸⁶⁾、第三に、新法廷の活動について(第四五・四八・五一・五二・五六・六一・六二条)⁽⁸⁷⁾、第四に、プロテスタントに対して以前なされた判決の廃止について(第五八―六〇条)⁽⁸⁸⁾、第五に、所属が新法廷と異なる役人の受人や下級裁判所の権限について(第五三・五四・六五―六七条)⁽⁸⁹⁾、となる。注意すべきは、上座裁判所やプレヴォ裁判所など下級の裁判所が最終審になる場合、判決におけ

る裁判官の等分が保証されていないことである(第六五・六七条)。プロテスタントの一般民衆により身近な裁判について、不利な状況が予測される。

旧平和王令との比較であるが、特に役人の受入や権利保障に関する条項の追加・修正が目立つ(第四一・四九・五〇・五三・五五・五七条)⁽⁹⁰⁾。第二、第四のカテゴリーはほぼ旧平和王令の繰り返し。新法廷の条項数については、それまでパリ王令の本文では三、ポワチエ王令の本文では四にすぎなかったものが、ナント王令の本文では三〇以上に増加している⁽⁹¹⁾。

パリ版とジュネーヴ版の違いであるが、パリ高等法院の圧力によると思われる改変が目立つ。パリ高等法院は自管区の王令特別法廷に大きな制限を加えている。元々第三〇条のジュネーヴ版では、一部長評定官、一六評定官のうち六評定官をプロテスタントが占めることになっていた(四名は即座に、二名は空位後)。しかし高等法院はこれを嫌い、登録時に新法廷には一名のみとし、残る五名は予審部付属としたのである。そもそもパリ版は、パリ管区への言及自体をなるべく避けようとしている。ジュネーヴ版第三五条では、パリ管区とグルノーブル管区での新法廷の高等法院への合体が明記されていたが、パリ版(第三四条)ではグルノーブルのみとなっている。もちろん実際にパリで合体がなされたことには変わりはない⁽⁹²⁾。同様にジュネーヴ版第四六条(パリ版第四五条)でも、パリ王令特別法廷は評定官の数比を規定されない、という部分を削除している。パリ高等法院による改変が、高等法院全体に対してではなく、自らの管区のみ集中している点は興味深い⁽⁹³⁾。

全国聖職者会議によると思われる改変も、少数ではあるが存在する。カトリック教会は自分たちに関わる事項をできるだけ新法廷の権限から除外しようと試み、第三四条において、聖職録・十分の一税等の教会の経済的諸権利に関する裁判や、カトリック聖職者が被告となる刑事裁判の除外を獲得している⁽⁹⁴⁾。

D. 違法行為の免責とプロテスタントの諸権利 (第六八条―第九〇条)

第六八条から第九〇条までは、戦争中の様々な違法行為に関する責任の免除 (decharge) や、プロテスタントの諸権利に関する規定が続く。この部分の条項の多くはすでに以前の平和王令で出現していたもの。ただし伝統的な枠組を維持しつつも、構成は複雑化している。従来の平和王令も、まだ法令としての試行期にあったとはいえず、この部分については (i) プロテスタントの個人的諸権利の確認、(ii) プロテスタントの集団的諸権利の確認、(iii) 戦争行為の免責、という順で三部から成り、構成は比較的秩序だったものであった。⁹⁶ しかしナント王令では、両宗派の個人的財の回復に関する内容が (iii) として末尾にまとめられるなど、様々な改変が加えられ、構成は以前ほど明瞭ではなく、多くの研究者が言うように雑然として調和のない印象を与えている。⁹⁶ 第六八条から第七五条までが、(i) 個人的・集団的権利の部分である。従来の平和王令で個人的権利の部分に存在した多くの条項が他の個所に移されたため、⁹⁷ 条項の数は著しく減少し、一見簡素化しているが、(i) と (ii) との境界はむしろ曖昧になっている。⁹⁸

免責に関する項目の拡散や複雑化も、難解さの一因と言える。そもそも従来の平和王令においてさえ、免責の構成は明快とは言い難かった。すなわち、冒頭第一条の「総論」、個人的権利の部分 (i) に属する「国王裁判所がすでに行つた判決の廃止」、集団的権利の部分 (ii) に属する「王税未払分の免除」、狭義の「戦争行為の免責」の部分 (iii) に属する、「プロテスタントの諸行為に対する今後の告発の放棄」というように、条項がいくつかのグループに分かれて王令内に分散しており、またこれらの内容の区分も必ずしも明瞭ではなく、未整理な印象が強かつたのである。ナント王令では、「プロテスタント徴税請負人の免責」の条項が個人的権利の部分に入れられる一方で、「国王裁判所がすでに行つた判決の廃止」のグループが個人的権利から王令特別法廷の部分に移されているため、⁹⁹ 拡散が一層進んだ。

またナント王令では、(iii) の戦争行為の免責 (第七六一―七八条) の構造も、従来の平和王令と比して二重の意味で変

的である。平和王令における戦争行為の法的処理の項目は、本来戦争状態の期間を対象とするが、第八次宗教戦争では一五八九年以降プロテスタントと王権との間に休戦が維持されている。ナント王令では免責の条項において、一五八九年までと期間が限定され(第一・七五・七六条)¹⁰⁾、休戦期間の違法行為に対する規定は、伝統的な平和王令の内容とは別枠の扱いとなつている(第七七―八一条)。さらに戦争行為の免責については、まずプロテスタント勢力を代表する個人を首領として規定し、これを前提に条文の論理が構成されるのが常であつた。しかし、休戦期にプロテスタントを實質的に代表したのが個人ではなく、集団、すなわち自発的に結成された政治的代議機関である全国および地方政治会議(les assemblées générales et provinciales)であつたため、休戦期の規定においては従来の免責の条項とは一層異なる論理構成が取られている。¹⁰⁾ 政治会議に関するこれらの条項はナント王令の特徴の一つと言える。¹⁰⁾

従来の平和王令は、プロテスタントに軍隊の即時解散を命じ、戦後の政治的・軍事的な諸結社活動を禁じるのが常であつた。ナント王令の本文も同様であり、第八二条で政治会議の解散を命じ、また他の結社・軍事活動を禁止している。しかし注意すべきは、その一方で王書Bにおいて、一時的ではあるが政治会議の存続を承認していることである。この問題については、後に触れることにする。

(iii) は、先述のように両宗派の個人的財の回復に関する部分(第八九・九〇条)¹⁰⁾。従来の平和王令と異なり、プロテスタントの官職の回復は明言されていない。以上、Dの部分ではパリ版とジュネーヴ版との間に相違はほとんどない。¹⁰⁾ これは、高等法院やカトリック教会の権益に関わる要素がこの部分に比較的少ないためと考えられる。

E. 終結部(第九一・九二条)

王令本文は以前の平和王令の無効を宣言し(第九一条)、地方総督や国王裁判所判事、都市の役職者などに、本王令

の忠実な執行について宣誓を命じて終わる(第九二条)。これは以前の平和王令の形式とほとんど変わらない。

二 個別条項・王書^{ブルヴェ}

個別条項は王令本文の内容に関する細則を定めたものであり、平和王令においてはすでにポワチエ王令で現れている⁽⁹⁾。ポワチエ王令以来、プロテスタントへ例外的な措置や補足的な権利や禁令の追加を行う場合、なるべく王令本文には手をつけず個別条項の追加で処理する傾向があった。ネラク協定やブロワ王令もまたポワチエ王令に対する一種の個別条項と考えることができる。ナント王令も、新法廷についての規定を除いて、一般的にこの線に従っている。すなわち、新たな条件などは個別条項で処理してポワチエ王令の本文をできるだけ維持し、ポワチエ王令の個別条項やネラク協定、ブロワ王令などの内容に関して再び同意したのも、そのまま個別条項に残そうとしている。

ナント王令では、全五六条のうち第四五条までが宗教的権利に関するもの(以下、表3参照)。ナント王令で新たに認められた宗教的権利の多くは、この個別条項に含まれている。先述の軍隊での礼拝や埋葬についての規定(第三六・四五条)の他に、第三四条(長老会や教会会議開催の許可)、第三五条(長老会での討議内容の秘密保持許可)、第四二条(教会への贈与・遺贈の許可)⁽¹⁰⁾、第四四条(牧師の免税)、第五条(四ヶ所の例外的礼拝許可地)などがある。第三七条では学校の設立が認められているが、これには礼拝地に限定するという限定がなされており、それ以外の地域の子供は、イエズス会のコレージュなどカトリック系の学校に入ることを余儀なくされている。ムーニエも指摘するように、この限定はプロテスタント密度の低い地域での信仰の継承にとって大きな障害となったと考えられる。第一条(信仰の自由の確認)、第二二四条(カトリック教会維持費、祭日の家の飾りつけ、終油といったカトリック的慣習の免除)、第六一九条(礼拝地の例外、委譲礼拝地の決定方法)、第三九一四一条(カトリック教会法の結婚規定適用の例外)⁽¹⁰⁾、第四三

(プロテスタント内部での醜金許可)などの諸権利は、ほとんど前記の三種の個別条項の内容をそのまま受けたもの。⁽⁹⁾
第一〇条から第三三条までは、旧教同盟諸勢力の帰順条約による礼拝地の制限であり、ナント王令に独自である。⁽¹⁰⁾

以上の部分におけるジュネーヴ版との相違であるが、第三四条の長老会や教会諸会議の開催について、パリ版では国王の許可が必要とされた。⁽¹¹⁾ またジュネーヴ版第五四条のプロテスタントが所有するカトリック聖職録に対する規定が、パリ版では完全に削除された。⁽¹²⁾ 前者は高等法院、後者は全国聖職者会議の圧力と推測される。

第四六条から第四九条までは新法廷に関するもの。特に第四九条(プロテスタント役人選出についてのプロテスタントの同意権)が重要である。第四六条以外はナント王令で新出。第四六条(国王によるパリのカトリック評定官任命)に関して、ポワチエ王令で認められていたプロテスタントの同意権はナント王令では消えており、加えて「穏健な人物が任命される」との規定が高等法院の圧力により登録時に削除されている。

第五〇条以下は、免責(第五〇、五四―五六条)、官職復帰(第五二条)、コンタ・ヴネサン(第五一条)⁽¹³⁾等の特例や、外国での安全の保障(第五三条)に関するもの。第五一・五三条以外はナント王令での新出。登録時の変更はなし。パリ版とジュネーヴ版の条項数は同じであるが、パリ版ではジュネーヴ版第五四条を削除し、末尾に新たな第五六条を加えている。

個別条項の使用には、本文で厳格な印象を与えつつ、個別条項で緩和し逃げ道を作るという二重性の機能があつたが、そのような機能は王書という書式の使用においては一層顕著である。王書は以前の平和王令では用いられなかったものであり、この形式の活用自体、ナント王令の大きな特徴と言えよう。王書は高等法院の登録を必要としなかったため、安全保障など、ここからの反対が予想される重要かつ微妙な問題の処理や、交渉の最終段階における調整に適していた。ナント王令の王書も極めて重要な内容を含んでおり、この形式の活用こそナント王令の発布・登録の成功の一因

とも言える。ただし王書の発行は王の個人的恩恵としての性格が強、発行が容易であった分、廃止や改変も容易であった。プロテスタントは高等法院の公的承認のないこの形式を不確実なものとして好んでいない¹⁶。また王書で讓歩を行っている場合にも、本文や個別条項の文面に変化を加えようとはしなかったため、しばしば王書との間に文面上の矛盾が生じている。武装解除に関する本文第八二条、シヨウヴィニー市での礼拝許可に関する個別条項第二八条、宮廷での礼拝禁止に関する本文第一四条、全国政治会議の解散に関する本文第八二条などとの矛盾がその例である。

王書Aは、先述のようにプロテスタント教職者の給与として年間四五〇〇〇エキュの支払を命じたもの。この分配方は王令発布直後、五月のモンプリエ全国教会会議で決定された。当時のプロテスタント教会数は約七二〇から七八〇までの間と考えられる¹⁷。三三三三エキュは、モントールバン、モンプリエ、ニーム、ソミュールの四ヶ所に存在するプロテスタント大学の費用に、残りは牧師維持に回された。一教会当り平均して五〇エキュ（一五〇リーヴル）程度の額が割り当てられた。ちなみに一五八八年のラ・ロシエル全国政治会議は、牧師一人当り年収六〇〇リーヴルという額を定めており、これがプロテスタント側から見た標準であったと考えられる¹⁸。国王による牧師維持の約束はすでに休戦条約から現れていたが、実施されたことはなかった。ナント王令においても遅延や未払が常態となる。プロテスタントは一方でカトリック聖職者のための十分の一税支払を課されていたが、この状態はそのような義務と到底つり合うものではなかったと考えられる¹⁹。

王書Bはより内容が多く、「第二個別条項」と呼ばれることもあるが、条項数はない。以下に内容を列挙する（表4参照）。（i）先述の国外や宮廷での礼拝、（ii）安全保障について（後に詳述）（iii）新法廷のプロテスタント評定官官職について、初回に関しては、政治会議によって指名がなされ無償で授与されること。（iiii）^{メイトル・デル・ケッペ}二つの訴願審査官官職のプロテスタントへの有償授与（空位時）、（v）政治会議の一次的存続²⁰。

Bの（i）から（iii）までの内容は、すでに以前の平和王令に類似したものが存在している。しかし、アンリ四世は同

じ案件を王書という形式で扱うことにより、一方でプロテスタントに、もう一方で高等法院に対する国王の裁量の余地を広げている。繰り返すことになるが、特に安全保障のような重要かつ微妙な問題について、これを王令本文や個別条項から外したことが、王令の発布や登録が成功に至る一因となった。この安全保障であるが、本来平和王令は原則として軍隊の即時解散をプロテスタントに命令する⁽¹²⁾。しかしサン・ジェルマン王令より、期間と人数を限定して、一部の占領地における守備隊の維持を許可するようになった。この占領地は「安全保障地」⁽¹³⁾という通称で知られている。ポワチエ王令より、この守備隊の維持費用は国王が提供するものとなった⁽¹⁴⁾。ナント王令では原則的に、現在のすべての占領地を八年間維持し、この費用のために年間一八万エキュが支給されることが認められている⁽¹⁵⁾。従来の王令において安全保障地の数は四から八程度であった⁽¹⁶⁾。しかしナント王令は少なくとも地理的には休戦状態のほぼ完全な維持を認めており、後述するように小規模な城塞なども含めればその占領個所は五〇〇以上にも及ぶ。また金額についても、それ以前の平和王令については不明な点が多いが、例えばネラク協定で認められた額は三六〇〇エキュであり、ナント王令とは大きな隔りがある。

このようにナント王令は安全保障について、以前の王令とは比較にならないほどの権利をプロテスタントに認めている。ただし先述のようにその権利は王書によるものであり、一般の王令のような安定性は欠いていた。また見落としてならないのは、ナント王令と従来の王令とのもう一つの重要な相違点と考えられる、守備隊指揮官の人選方法の変化についてである。従来プロテスタントの首領の手中にあった指揮官の任命権が国王の手中に移り、プロテスタントは地区教会会議による同意権のみを有することとなった。よって指揮官の人選を契機として、プロテスタント軍全体の主導権をめぐる両者は対立関係に入る。結果的には、王権の介入策によりプロテスタント軍は次第に求心力を失っていくのである⁽¹⁸⁾。

ところで、王書は支払額を定めてはいるものの、その具体的な配分にまで言及しているわけではない。これを記載した

守備隊目録に関しては、王令発布の後に改めて設定することとなっていた。安全保障を王書で扱ったことに加え、金額の具体的配分についての決定を後回しにしたことも、プロテスタントの同意を取り付け、王令発布にまで至ることのできた原因の一つといえよう。続いてこの目録の内容を検討したい。

三 守備隊目録 (état des garnisons)

一般に守備隊目録とは、各守備隊の場所・人数・支払金額・指揮官名などを記載したものである。⁽²⁶⁾ 守備隊維持のための一八万エキュは、プロテスタント占領地のすべてに均等に分配されたわけではない。占領地には分配を受けるものとそうでないものとの二種が存在した。ナント王令に付随する守備隊目録に記載されているのは前者のみであり、これはさらに狭義の安全保障地と、そこから守備隊の一部が分遣される分遣保障地の二種に区別された。⁽²⁷⁾ この目録は数部から成り、ナント王令発布直後の五月三日から同月一八日までの間にナント及びレンヌで発布されている。⁽²⁸⁾ 目録の内容を巡る交渉は王令発布直後になされたものと思われるが、その詳細は不明である。目録の史料は、十七世紀初期に作成された原本の複写と、一六一七年にモンプリエで出版されたものの二種が存在し、後者は十九世紀にアンケズにより再び活字化された。⁽²⁹⁾ 複写の方は総計が合わないなど、数字の誤りが多く、また両版の間にも異同が多い。人数や金額に関して正確な数を把握することは極めて困難であり、概況の把握で満足する他はない。これらの目録によれば、王国全体で六四の狭義の安全保障地、一六の分遣保障地、計八〇の保障地が存在し、約四〇〇〇名の兵士が支払の対象となつている(図参照)。⁽³⁰⁾

参考までに王の支払を受けない占領地の状況を述べれば、これは戦争以前からの特権に依拠して王の介入を拒否し、⁽³¹⁾ 自費で守備隊を維持した場所であり、領地を中心とする。特⁽³²⁾定⁽³³⁾地⁽³⁴⁾と王国自由都市の二種が存在した。これらの

占領地はナント王令発布の際に目録が作られることがなく、その実態の把握は極めて困難であり、特に前者においてそうである。今のところ、ビルンシュティルとスリアックは様々な史料から少なくとも四八八の特定地が存在したことを確認している⁽¹³⁾。王国自由都市については、アンケズはデュプレシ・モルネーの回想録からラ・ロシエル、モントーバン、サント・フォア、ニーム、ユゼスの五都市をあげている⁽¹⁴⁾。

これらの占領地の分布であるが、プロテスタント教会はドフイネーからラングドック、ギュイエンヌ、サントンジュを通りポワトゥーにかけて多く分布し、この密集地帯はその外形から、研究者などにより「ユグノーの三日月」と一般に呼ばれてきた。占領地の分布もまたこれに重なっている。地域ごとに見れば、四種類の占領地の中で、ギュイエンヌやドフイネーでは狭義の安全保障地が、ラングドックでは特定地が多い⁽¹⁵⁾。これはこれらの地方の国王への依存度を測る上での指標の一つと考えられよう。

おわりに

以上、本論ではナント王令の成立背景、史料状況、内容などを確認してきた。内容面に関してナント王令は、複雑化してはいるものの、基本的にパリ王令以後の平和王令と同様の構造を有し、ポワチエ王令で認められた諸権利を大きく越え出るものではなかったと言つてよい。加えてカトリック勢力とパリ高等法院により登録時に一層の制限が加えられたことも、すでに見たところである。重要な例外は安全保障に関する規定であり、従来の平和王令と比較して突出した譲歩がなされていた。これはプロテスタントの貴族勢力への対処とも考えられるが、この事實は、プロテスタント内部の諸勢力との関連を視野に入れた和平条約の交渉過程、および法令としての形成過程の討究へと我々の関心を誘うもの

であらう。

また、この譲歩が王書アルヴェという高等法院の監査を免れる手段によつて可能となつたことは、王令交渉における国王の主導性の重要性を示すものとして極めて注目に値する。ここに現れた、高等法院などの中間権力や両宗派勢力に対する主導性の問題は、王令の高等法院への登録や実施の問題とも広く関わっている。我々は王令の性格について、単なる法文のレヴェルを越えて、成立過程や登録や実施をも広く視野に入れつつ、王権と諸勢力との関係の中で再考察しなければならぬのである。

この流れの中で、王令がキリスト昇天祭の日に発布されたという事実も、特別な重要性を帯びてくる。従来この祭日は、マルク・ブロックがかつて『王の奇跡』で示したような、フランス国王が瘰癧ろれきを癒すことにより呪術的カリスマ性を現出させる機会に他ならなかつた。¹⁷⁾ ナント王令は、かつては「プロテスタントのための憲章」と見なされてきたが、実はカトリックの優先性を前提としたものであつたことは、文中に見たとおりである。しかし、王令発布は単なる教会再建を超えて、フランス王権のカトリック的メシア性の高揚とも密接な関係を有していたのである。国王の主導性の問題は、王権のイデオロギーの問題をも内包している。我々は王令について、王令のイデオロギー的性格も視野に入れつつ、これをフランス王権再建の一過程として総合的に把握する必要に迫られていると言えよう。

「ナント王令(上)」訂正箇所

四九五頁、「王代訴官長代理」「アツオカマジエネール」 ↓ 「次席検事」「アウオカジエネール」

同頁、「展示されている」 ↓ 「かつて展示されていた」

四九九頁、「第三、四号」 ↓ 「第三号、第十八巻、第一号」

五〇〇頁、「第七次(二五八九)」 ↓ 「第七次(二五八〇)」

(48) プロウ王令は、対応する和平条約である「フレクスの和」から、一般に「フレクス王令」「フレクス協定」などと呼ばれることも多い。

(49) 違法行為の処理に関しては、プロテスタントと同盟したカトリック勢力も対象になっている。

(50) 平和王令の導入部の形式は、サン・ジェルマン王令(第三次)以降確立している。

(51) プロテスタント側がカトリックの不動産を買い取る場合について、支払を実現させるための様々な細則が加えられた。

(52) カメン、成瀬治訳『寛容思想のあゆみ』平凡社、一九七〇年、一六三、一九一頁。この概念については、注1の拙稿を参照。

(53) 第一〇・一一条ともに、実施の段階で解釈が問題となっている。第一〇条については、実施時における親任官僚たちが、第六次宗教戦争和平時(開始時ではなく)の一五七七年九月一七日に聖餐式がなされていた証拠を要求した。プロテスタントがこれに反対したため、王は、一五七七年九月に数回聖餐式がなされていれば証拠を提出する必要がないことを、一六〇三年に認めた (Anquez, *op. cit.*, pp.302-303)。

第一一条については、原文では、この期間に礼拝が「すでに設立され、数回公になされた」(étoit... établi et fait publiquement par plusieurs et diverses fois)場所となっており、王は実施時の命令書の中で、これが「偶然に教度なされたのではなく...」形式と、明白で堅固な継続の意思をもって「なされたものであることを求めている」(Anquez, *op. cit.*, p.189)。ただ実際には、親任官僚の手が回らなかつたこともあり、プロテスタント礼拝の現状を黙認するに止まっている。封土礼拝地も同様。(ムーニエヤクトレは、一五九七年九月一日以前に証書を有していた場所のみに礼拝が認められるよう高等法院が修正を加えたと主張するが、論拠は不明 (Mousnier, *op. cit.*, 1964, p.135; Cottret, *op. cit.*, pp.213-214))。

(54) F. Garrisson, *op. cit.*, p.71.

(55) トマスとブルジョンが述べるように、これは貴族身分に関わるものであり、領地ではない。ムーニエは、貴族への礼拝地

の許可が彼らの領民への支配力を強化させたと推測している。Thomas et Bourgeon, *op. cit.*, pp.36-37, n.12; Mousnier, *op. cit.*, 1964, p.130.

(56) 死刑をも含む「高級裁判権」(haute justice)と呼ばれる領主裁判権を所有する者。オリヴィエ・マルタン前掲書、二二二頁。

(57) ブーローニユ王令。

(58) ただし領地内での複数の教会の形成を防ぐため、サン・ジェルマン王令からは礼拝場所の登録が義務付けられた。この場所は、主人がいなくても家族だけで礼拝可。また領地内であれば主人が滞在する場所も礼拝可。

(59) プロテスタントが劣勢である時は、より広い地方総督管区^{グヴェルマントン}が枠とされることもあった(第三次)。

(60) ポワチエ王令の礼拝規定は十分に実施されてはいなかった(Anquez, *op. cit.*, pp.88-91)。一五九八年の休戦協定で、軍隊とナヴァール王の所在地、及び各バイヤーシュにつき一ヶ所指名される礼拝地での礼拝が許可されるが、これも十分に実施されたとは言えない(*Ibid.*, p.93)。この規定の記述は協定の休戦本文(sembert, *op. cit.*, XIV, pp.645-650; BN, ms, n. a. f. 23478, f.371-380)や個別条項(BN, ms, n. a. f. 23478, f.349-352)には存在せず、モルネー夫人の回想録に存在する(A-D. de La Fontenelle de Vaudoré et P.-R. Augusté ed., *Mémoires et correspondance de Duplessis-Mornay*, 12 vol., Paris, 1824-1825, t. I, p.172)。

(61) その他、帰属が安定しないサヴォワとの係争地についても礼拝は禁止されるが(第一条)、王書Bで、王領化した後の王令適用の可能性を示している。実際、一六〇一年のリヨン条約でブレス、ピュージェイ、ペイ・ド・ジエクスなどが王領化した後、ナント王令はこれらの地にも適用された。

(62) パリの帰順条約はポワチエ条約の規定を確認したが、ナント王令の交渉過程で距離が狭められた。場所は一ヶ所のみ(個別条項)。

(63) グリニー(Grigny, パリから南方へ約二〇キロ)から一五九九年にアブロン(Ablon, 南方約一四キロ)、さらに一六〇六年にシャラントン(Charenton, 南東約六キロ)へ。Wanegfelten, *op. cit.*, p.38.

(64) J・ギャリソンによれば、これは一五九三年から宮廷に入ったプロテスタントの王姉カトリヌ・ド・ブルボンに対処したものである(J. Garrisson, *op. cit.*, 1938, p.125, n.142)。

(65) 登録後、司教座都市の除外を二番目の割当地のみに限定する請願運動がなされるが、王により拒絶される(F. Garrisson,

Essai sur les commissions d'application de l'édit de Nantes, Montpellier, 1964, p. 79)。王令実施時において最も重要な課題の一つが、委讓礼拝地の指定であった (*Ibid.*, p. 74)。派遣された親任官僚は在地諸勢力の激しい抵抗に出会い、指定は困難を極めた。

(66) 一六〇六年に、会堂はカトリック教会からできるだけ離れて建設することとされた (Anquez, *op. cit.*, p. 395)。F・ギャリソンによれば、プロテスタントは各司教座聖堂の向かいに会堂を建てる願望があったという (F. Garisson, *op. cit.*, p. 79)。

(67) 個別条項ではすでにカトリック墓地に埋葬されたものの維持が認められている。またパリに関して混乱を避けるため墓地を指定。

(68) 必ずしも王権の金銭的負担を意味しない。王令実施において最も困難な課題がこの墓地の設定であった。

(69) 教会法は従兄弟間の結婚を禁止していた。王令本文でこの遵守を命令するが、実際には個別条項第四〇条でこの結婚を許可。同様に個別条項で、聖職者の結婚を認め (第三九条)、カトリックが被告となる場合以外のプロテスタントの結婚についての裁判を国王裁判所の管轄とした (第四一条)。

(70) プロテスタントで元首相のロカールは、ここに教育問題を中心とする現在のライシテの起源を見ている。J. Garisson et M. Rocard, *L'édit de Nantes/L'art de la Paix*, Biarritz, 1997, pp. 64-66。

(71) この条項は領主裁判所などの官職の平等や政治参加の平等も含んでいた。ポワチエ王令のこの規定はほとんど実施されなかった。マント王令後も各地の高等法院はこれに異を唱えている (Anquez, *op. cit.*, pp. 112-117)。ムーニエによれば、ナント王令の登録時に各地の高等法院が最も反対したのはこの条項であった (Mousnier, *op. cit.*, 1964, p. 135)。同じ時期、一五九八年一月三十一日の国務会議においても、国務卿^{スラシナル・ド・ザ}ヴィルロワが国家の役職の平等に反対している (J. Garisson, *op. cit.*, 1998, pp. 325-326)。

(72) 出版は礼拝許可地でしか認められていない。

(73) 祭日の遵守のみ、ポワチエ王令から。法文としてはポワチエ王令の第一条から第二〇条が原型。

(74) さらに、この誘拐禁止の対象は本来カトリックであったが、これをプロテスタントへも拡張。

(75) 全国聖職者会議はプロテスタントの大学入学に反対したにもかかわらず、教育の平等には改変を加えていない。また、すでにカトリック墓地に埋葬されたものに対しては、少なくとも文面上はこの現状維持を認めている。

- (76) ビルンシュティルは実施の年について、一五七六年(パリ)、一五七八年(ボルドー)、一五七九年(ディジョン)、トゥールーズ、エクス、レンヌ)、一五八二年(グルノーブル)と述べているが、本文で述べた管区以外は論拠なく実施不明(B. Brinsiel, «Les chambres mi-parties: les cadres institutionnels d'une juridiction spéciale (1576-1679)», J. Pommardé et J. Thomas éd., *Les parlements de province: Pouvoir, justice et société du XVe au XVIIIe siècle*, Toulouse, 1996)。パリの論拠は、トワールの回想録中の一記述のみ(P. de l'Estolle, *Journal de Henri III*, Paris, 1982, t. I, p. 314)。ボルゾー管区はプロワ王令で、パリ高等法院から一時的に派遣されたカトリック評定官による特別法廷tribunal spécialに取って代わられた(一名のみ地元管区出身)。この仮設的法廷は、他管区からの出張のため、狭義の「王令特別法廷」とは異なる。場所は、ボルドー、アジヤン、ペリグー、サントと巡回。J. Brun-Durand, *Essai historique sur la chambre de l'édit de Grenoble*, Valence, 1873; E. Brive-Cazes, *La chambre de justice de Guyenne en 1583-1584*, Bordeaux, 1874, pp. 2-4, 119.
- (77) 七月王令以降、プロテスタントは、ボルドー管区内ではメルジュラックに、トゥールーズ管区ではモントーバンに自らの裁判所を維持していたが、王により一五九〇年一月廃止(Anquez, *op. cit.* p. 129)。彼らはモンブリエ、サン＝ジャン＝ダンジェリ、ネラクにも設立を決定したが、実現を見ついでない。M. De Waele, *Les relations entre le parlement de Paris et Henri IV*, Paris, 2000, pp. 367 et 374; Anquez, *op. cit.*, p. 129; S. Capot, *Justice et religion en Languedoc au temps de l'édit de Nantes: la chambre de l'édit de Castres*, Paris, 1998, pp. 41-67; E. Brive-Cazes, *Le parlement de Bordeaux et la chambre de justices de Guyenne en 1582*, Bordeaux, 1866, pp. 15-26; *Ibid.*, *op. cit.*, 1874, p. 4; Brun-Durand, *op. cit.*
- (78) ただし、主席検事代理など、カトリックでも社団に加わった幾つかの例外があった(Capot, *op. cit.*, pp. 144, 148)。
- (79) ちなみにトゥールーズ管区のリル＝シュール＝タルンの法廷は、一五八〇年八月より一五八三年五月まで活動停止(*Ibid.*, p. 54)。
- (80) 注76参照。
- (81) 注85参照。
- (82) ネラクに通算七二年所在し、ボルドー、アジヤン、ラ・レオルなどにも移動している。トゥールーズ管区については、一六二三年以後、ベジエ、ピュイローランス、ルヴェル、サン＝フェリクス＝ド＝カマラン、カストル、カステルノダリーなどを転々とする。

(83) ここには追放されたプロテスタント評定官の復帰問題も関係していたが、不明確な点が多く、また議論が複雑になるため、本論では捨象した。

(84) ビルンシュティールは定員を一四名としているが、一八名の誤り。Poumaredé et al., *op. cit.*, p.132; Capot, *op. cit.*, p.53.

(85) 新法廷付属の役人の審査・受入についての規定(第四九・五〇条)、役人への十分な給与の支給(第四一条)、カトリックの役人について同一人物が長期間派遣されること(第四二条)、かつてカストルやグルノーブルの新法廷でなされた受入の有効(第五五・五七条)。検事、尚書課、書記、執達吏といった評定官以外の役職についての規定(第三七・三八・三九・四〇条)。評定官以外の役職は合休でない場合のみ設置されたため、これらの規定は、主としてナント王令発布当時非合休の新法廷設立の可能性があった、ボルドー管区に対して向けられている。

(86) 最終審であること(第三四條)、設立までの係争処理方法(第四三條)、他法廷の未決事件の新法廷への移管(renvoyer, 第四四條)、役人による判決の遵守(第四六條)、賛否等数で判決が割れた場合(partage)の他新法廷への移管(第四七條)、高等法院との関係についての規約の設定(第六三條)、他国王裁判所が新法廷の案件を審議することの禁止(第六四條)など。

(87) 等数法廷における両宗派等数での裁判(第四五條)、等分法廷での評定官の忌避(recusation)について(第四八條)、法廷所^レ在都市の治安維持の権限(第五一條)、裁判請求における形式の遵守(第五二條)、法廷維持における王の費用負担(第五六條)、民事の証人尋問における担当官の等数(他裁判所も同様)(第六一條)、遺言に関する裁判可(第六二條)など。ちなみにF・ギャリソンによれば、王令実施のため各地に派遣された親任官が両宗派各一名であったことは、第六一條を根拠としていたという(F. Garrison, *op. cit.*, p.39)。

(88) 一五五九年以後の宗教・争乱に関する判決の廃止(第五八條)、宗教・争乱以外に関するプロテスタントへの戦争中の判決の廃止(第五九條)、ポワチエ王令以後新法廷管轄の件に対し高等法院がなした判決の廃止(第六〇條)など。この部分は、以前の平和王令では、プロテスタントの個人的権利(D^u)の一部として位置づけられ、特にサン・バルテルミー以後は、この事件による権利剥奪を関心の中心としていた(パリ王令第三三三・三三九條、ポワチエ王令第三四一・四一四條)。ナント王令では、この事件への言及は消え、新法廷に対する高等法院等の権限の限界という新たな枠の中で扱われている。

(89) 下級・上級役人の受入(第五三・五四條)、下級裁判所における最終審の権限や裁判官の忌避・等分(第六五・六七條)、ラングドックのセネシャル裁判所に関する例外(第六六條)。

- (90) 修正は前五つの注において傍線(一本)で、追加は二重線で示した。
- (91) バルビツシユは登録時における高等法院の抵抗の最大の原因を(iii)に求めている(B. Barbiche, «L'édit de Nantes et son enregistrement: genèse et publication d'une loi royale», P. Mironneau et Pebay-Clothes éd., *Paix des armes, paix des âmes*, Paris, 2000, p.253)。注71のムーニエの見解も参照。
- (92) ジュネーヴ版第三七条では、パリ高等法院の主席検事代理官職の一つを空位後に新法廷に移すことになっていたが、条項自体を削除。合体との整合性を取るためと思われる。
- (93) 両版の間には、司法に関してパリ高等法院以外の点についても細かな相違が存在する。新法廷設立までポワチエ王令による諸法廷が代理活動を行うことを規定したジュネーヴ版第四四条は、パリ版第四三条でこの活動期間を延長。民事裁判の証人尋問における担当官の両派等数を規定した第六二条は、パリ版第六一条でプロテスタント副官(adjoint)の人選を当事者からカトリックの主任尋問官によるものと変更。
- (94) カトリック聖職者が原告の場合は新法廷の管轄のままである。
- (95) パリ王令では、i(第二三―四三条)、ii(第四四―四八条)、iii(第四九―五七条)。ポワチエ王令では、i(第二六―四四条)、ii(第四五―五一一条)、iii(第五二―五八条)。
- 「都市の再建許可」と「プロテスタント徴税請負人の免責」の両条項に関しては、扱いに苦勞の跡が見られ、双方まとめてパリ王令では(iii)の、ポワチエ王令では(ii)の周辺部に置かれているが(パリ王令第五六・五七条、ポワチエ王令第五〇・五一一条)、ナント王令では前者は(iii)に、後者は(i)に置かれている(第八八・七一条)。
- (96) Thomas et Bourgeon, *op. cit.*, p.88; Cottret, *op. cit.*, pp.197-198; J. Garrisson, *L'édit de Nantes et sa révocation*, Paris, 1985, p.16. 例外的にクルゼは序文から王令の統一性を主張する(Bely, *op. cit.*, p.469)。
- (97) (a) 個人的財の回復に関しては、従来サン・バルテルミーで失った地位や財、特に官職の回復が中心であったが(パリ王令第二三―二七条、ポワチエ王令第二六―二九条)、ナント王令ではこの事件への言及はすっかり消え、宗教戦争全体を対象とするなど一般化され、(iii)の部分に移されている。(b) カトリックへの不動産の返却(パリ王令第三〇条、ポワチエ王令第三一条)も(iii)へ移動(第九〇条)。(c) 判決の無効の条項は、王令特別法廷の部分へ移動(注88参照)。(d) 現物財産の返却(パリ王令第四一―四二条、ポワチエ王令第四二―四三条)は、ナント王令では削除。(e) 相続権剥奪の無効

(パリ王令第三一条、ポワチエ王令第三二条)は、宗教的権利の部分へ移動(第二六条)。(f) 免責の例外(ポワチエ王令第四〇・四一条)は、(iii)へ移動(第八五・八七条)。

(98) 従来個人的権利として扱われていた第七三条の囚人釈放が第七二条の都市特権の回復の後に来ているため。理由は不明。

(99) 注88参照。

(100) 四月に休戦が成立し、数ヶ月後プロテスタント首領のアンリ・ド・ナヴァールが地位を保持したまま王になることにより、休戦は確立する。これらの条項は「現王の即位まで」(à notre avènement à la couronne)と期間が限定されている。

(101) 従来(の)の平和王令では、(a) まず首領を免責にし(b) 続いて「この首領に付き従った者たち」という形で戦闘の参加者を一般的に免責にし、(c) さらに、首領の命令(あるいはこれを受けた臣従者の命令)によつてなされた諸行為を免責にする、という論理が取られていた。しかし政治会議については、まず政治会議の参加者一般に対して政治会議という「行為」が免責とされ、続いて政治会議の命令による諸行為が免責の対象となっている。休戦中であるので、外交・軍の維持・王稅収奪等が免責の対象の中心であり、戦闘行為は含まれていない。

また戦争期の免責についても、従来(a)の部分では、名を具体的に挙げて首領を規定し(ナヴァール母子、コンデ父子など)、これを「よき親族」(bon parent)、「忠実な臣下・僕」(fidèle sujet et serviteur)などと呼んで、不敬罪の対象ではないことを示していた。しかしナント王令では、アンリ・ド・ナヴァールという名を挙げずに「首領たち」(chefs)という一般的表現で代用し、先述の首領への親しい呼びかけも、矛盾を来すため削除されている(第七六条)。

(102) その他、Dの部分で新出の内容は第八四条程度である。

(103) 第三一五条と第九〇条は内容が類似するが、前者はカトリックを主体に、後者はプロテスタントを主体にしたもの。

(104) パリ版第七〇条では、亡命者の子のフランス人としての認定において、「一〇年以内に帰国」という条件が加わっている。

(105) パルピッシュによれば、個別条項の正式名称は *articles secrets et particuliers* であり、王令の中で極めて特殊なものに属するという。ちなみに彼は、王令本文は臣民全体に関わり、個別条項はプロテスタントのみに関わると述べているが、そうとも言い切れない (*Mironneau et Pebay-Clottes, op. cit., p.252*)。

(106) プロテスタントの遺贈については以下の書を参照。Bély, *op. cit.*, p.729, article «legs protestants».

(107) 一六〇六年以後、学校教師就任には教区司祭の承認が必要とされた。Anquez, *op. cit.*, p.395.

(108) 注69参照。

(109) 第一―四条(プロウ王令第四条)、第六―九条(ポワチエ王令(個別条項)第三―七条、プロウ王令第六条)、第三九―四一条(ポワチエ王令(個別条項)第八―九条)、第四三条(ポワチエ王令(個別条項)第四七条、ネラク協定第三条)。

(110) Cf. Thomas et Bourgeon, *op. cit.*, pp.122-124. (諸条約の抜粋)。

(111) プロテスタントはこれに対し、許可を得るために出費が必要で、自分たちを破滅させるものという理由で反対。王は一五九九年八月に、従来と変更ないよう王書を発する。最終的には一六〇六年に自由が確認された。Anquez, *op. cit.*, pp.191,394, 396.

(112) おそらくプロテスタントの聖職祿保持が禁止されたため。

(113) パリ版第五〇条には、ポワチエ王令の条項番号の書き誤りあり(第七七条を第七四条に)。

(114) 第五三・五四条は政治会議による王稅収奪に關したるもの。

(115) プロテスタントへの財の返還について。

(116) J. Garrisson, *op. cit.*, 1998, p.122, n.130.

(117) 史料によつて数が異なる。 *Ibid.*, p.403, n.62.

(118) Anquez, *op. cit.*, pp.109, n.1 et 110, n.3.

(119) F・ギャリソンは、これを第三条のカトリックへの教会財返却の見返りと考え、トマスとブルジヨンは第二五条の「十分の二稅」支払命令の代償と解釈する(F. Garrisson, *op. cit.*, pp.21, 27, 182; Thomas et Bourgeon, *op. cit.*, p.40, n.28)。アンリ三世は一五八九年の休戦時に、武装蜂起した地方(南部)の牧師たちに各人につき年二〇〇リヴルの支払を認めた。一五九二年にアンリ四世は全土への支払を決定し、一五九六年には二五〇〇〇エキユという額が決められた。しかし結局給与支払が約束どおり実施されたことは一度もなかった。支払請求は絶えず出ており、一六〇〇年には、六七〇〇エキユ程度しか支払われていない。Anquez, *op. cit.*, pp.109-110, 195; La Fontanelle de Vandoré et al., *op. cit.*, t. I, p.172.

(120) この官職はめつたに空位になることはなく、結局プロテスタントはあきらめざるを得なかった。王はそれを承知で認めたものと思われる。R. Mousnier, *La vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII*, Paris, 1971, p.593.

(121) パリ高等法院での王令登録まで。しかし王はすでに二月に、ポルドー管区での新法廷開設までの延長を密かに認めていた。

Anquez, *op. cit.*, p.171.

- (12) この問題については以下の文献を参照。E. Birnstiel et P.-J. Souriac, « Les places de sûreté protestantes: flets de refuge ou réseau militaire? », M.-J. Lacava et R. Guicharnaud éd., *L'édit de Nantes: sûreté et éducation*, Montauban, 1999, pp.127-149; P.-J. Souriac, *Les places de sûreté protestantes: Reconnaissance et déclin de la puissance politique et militaire du parti protestant (1570-1629)*, Mémoire de maîtrise présenté à l'Université de Toulouse II - Le Mirail, 1997; Ph. Chareyre, « Les places de sûreté », *L'édit de Nantes*, pp.51-62.

- (123) プロテスタント以外からブラッス・ドタージュ(「保証」の場所の意)と呼ばれることもあった。また旧教同盟も一五八五年のヌムール協定により王から安全保障地を獲得している(*L'édit de Nantes*, p.51)。この問題は、重要性に加え、実施の困難さ、状況の変わりやすさもあり、ポワチエ王令以後、第八次宗教戦争に至るまで、王権との交渉の中心課題の一つであった。一五八九年四月の休戦条約では、暗黙のうち一年間の現占領地の維持が認められている(Isembert, *op. cit.*, XIV, p.648; Anquez, *op. cit.*, p.148)。J・ギヤリソンによれば、一部の法曹家は、これが王領譲渡不可の国王基本法に抵触するものという理由で反対したという(J. Garrisson, *op. cit.*, 1997, p.123, n.136)。

- (124) 個別条項第三三・三八条。ビルンシュテイルとスリアックはこれを見ている(Lacava et Guicharnaud, *op. cit.*)。ただし、ナント王令まで支払は実現していない。*L'édit de Nantes*, p.51.

- (126) プロテスタントは、高等法院に金額が伝えられないことが実施のさまたげになると不満を抱いており、高等法院への伝達を要求している(Anquez, *op. cit.*, p.205)。レディギエールの指揮下にあるドフィネーのプロテスタントは独立性が強く、金額において別枠となっている。目録も同様に別枠。

- (127) 第三次一四、第五次一八、第六次一七、第七次の正確な数は不明。

- (128) Lacava et Guicharnaud, *op. cit.*, pp.141-144.

- (129) 目録は開封王状ではなく、具体的区分は不明であるが、おそらく王書に近い扱いと考えられる。

- (130) 「安全保障地」の語は、分遣保証地を含めた意味で使用されることもあった。ちなみに、これらの名称は通称であり、目録の文面では用いられていない。後に述べる「特定地」(アンタル、コワック、ワイル、ルン、ロワック)も同様である。

- (131) 三日にナントでドフィネー地方のみの目録を発布。王は遅くとも九日にはレンヌに入り、一二・一四・一七日に狭義の安

- 全保障地に関する諸目録を、一八日に分遣保障地の目録を發布。 Cf. Cugnet, *op. cit.*, p.106.
- (132) BN, ms. Dupuy f.27r-31v. *Etat des places et derniers ordonnés par sa Majesté à Nantes: les 12, 14, 17 et 18 may 1598 pour seurte et d'ostage à ceux de la religion*, Montpellier, 1617, (BN, Lb35-731); Anquez, *op. cit.*, p.162-164. サンペリヨ版には、フーネーは含まれていない。
- (133) Lacava et Guicharnaud, *op. cit.*, p.137. この時の地方宛目録の一部と思われるものが、出版されている (M. Ceshron, «Erats de depenses des garnisons protestantes des provinces du Poitou, Saintonge, Angoumois, Guyenne et Languedoc en 1598 et 1599», *Archives historiques de Poitou*, XXVII, 1896, pp.535-569. 題名と異なり両者共に一五九八年と考えられる)。また更新後の一六一一年の時点での目録も存在する (BN, ms. f. f. 7605, f.85r-89v)。一五九八年とは様々な相違がある (Lacava et Guicharnaud, *op. cit.*, p.139)。
- (134) *Ibid.*, p.138. 一六二〇年の時点での占領地の目録が一六五四年頃に複写され、グルノーブル市立図書館に残っており、一六八八年に活字化されている (François de Dainville, «Carte des places protestantes en 1620, dessinées à la fin du règne de Louis XIII», *Journal des Savants*, 1968, pp.214-243)。これによれば特定地の数はおおよそ一七〇前後となる。また一五八五年の第八次宗教戦争開始時での占領地の目録も存在する。ここにはハアルンと低ナヴァールを除く二一七の占領地の名が記されているが、その他にも無数の占領地が存在すると記されている (BN, ms. Dupuy, 844, f.409-410)。アンケズは、一六〇五年に特定地は占領地の三分の一を占めていたと述べているが、これは過小にすぎるともいえる (Anquez, *op. cit.*, p.429)。
- (135) *Ibid.*, pp.161 et 165; Duplessis-Mornay, *Mémoire*, t. IX, 27 février 1601.
- (136) Lacava et Guicharnaud, *op. cit.*, pp.135-136, 139.
- (137) Waegffelen, *op. cit.*, p.24. ヴァネグフェレンは、発布当日王がこれを実施したと述べている。

実 現	七月王令以後		
	マント王令 (1593) による再建	ナント王令 (1598)	ナント王令後追加
			ルーアン 12 (1) ?
		パ リ	変化なし
パリ (1576)	パ リ	17 (1) 1 + 5 (注1)	
? (?) ?	17 (0) 0		
		パリまたは グルノーブルへ訴え	変化なし
グルノーブル (1582)		グルノーブル	変化なし
? (?) ?		14 (7) 4	
アジャン (1578)		ネラク	変化なし
? (?) ? (注2)		14 (7) 7	
リル=シュール= タルン (1579)	カストル	カストル	変化なし
? (?) ?	18 (9) ?	変化なし	
? (?) ?	35 (9) ?	63 (24) ?	75 (25) ?

等分法廷

三分法廷

王令特別法廷

王令特別法廷
または等分法廷

表1 王令特別法廷

高等法院管区		七月王令 (1585) 以前		
		パリ王令 (1576)	ポワチエ王令 (1577)	ネラク協定 (修正, 1579)
北 部	ルーアン	ルーアン	ルーアン	変化なし
		12 (6) 6	13 (不定) 不定	
	レンヌ	レンヌ	レンヌ	変化なし
		12 (6) 6	11 (不定) 不定	
	パ リ	パ リ (3分の2半期) ポワチエ (3分の1半期)	パ リ	変化なし
		18 (9) 9	17 (不定) 不定	
	ディジョン	ディジョン	ディジョン	変化なし
		12 (6) 6	11 (不定) 不定	
南 部	グルノーブル	グルノーブル, サン=マルスラン (各半期)	グルノーブル	変化なし
		12 (6) 6	14 (5) ?	
	エクス=アン= プロヴァンス	エクス	エクス	変化なし
		12 (6) 6	14 (5) ?	
	ボルドー	ボルドー	アジャン	変化なし
		12 (6) 6	14 (5) ?	
	トゥールーズ	モンプリエ	リル=シュール= タルン	リル=シュール= タルン
		20 (10) 10	14 (5) ?	18 (9) ?
合 計		110 (55) 55	108 (20+?) ?	112 (24+?) ?

上段	場所 全評定官定員, (プロテスタント評定官定員), 増設数
下段	

(注1): パリの(1+5)は増設数ではなく, 新法廷と他法廷におけるプロテスタント評定官の新人の数
(注2): ボルドー管区はプロワ王令で「特別法廷」に変化。本文注76参照。

表2 王令本文

	パブリ版	ミネゾ版	内 容	本文関連箇所 (注1)	個別条項 関連箇所	王書 B 関連箇所 (注2)	以前の 平和王令への 既出 (注3)
A. 平和の回復	1	1	戦争行為 (アソリ) 4世即位以前) の免責一般	58, 76, 77, 91			3-6, (N)
	2	2	冒流・挑発の禁止	17, 21, 29			1-6, 7
	3	3	カトリックの礼拝・教会財産の再建	4, 5, 90			(1, 2) 3-6, 7
	4	4	カトリック教会内でのプロテスタント説教禁止	13			
	5	5	カトリック教会財返還一特例 (プロテスタントが建物而建 物を建てた場合)	3, 90			
B. 宗 教 活 動 礼 拝 場 所	6	6	同 (要塞・市壁に用いられた場合)	3, 90			
	7	7	良心の自由		1		1, 3-6, 7
	8	8	プロテスタント領主の領地—上級貴族の場合				(1-3, 6) 7
	9	9	同—下級貴族の場合				(1-3, 6)
	10	10	ナント王令交渉当時に礼拝がなされていた地				((1, 3, 6, 7))
	11	11	ボワチエ王令などで許可された場所				6, N, 7
			バイイ管区ごとの割当地		6-8, 15, 28 -30, 33		(1, 6), ((3))

礼拝場所		12	12	10-33		
12	対旧教同盟条約の遵守による礼拝制限					
13	礼拝許可地以外での宗教活動の禁止	3, 21	37		3, 6	
14	宮廷での礼拝禁止				8	((3-6))
14	パリと5里以内の礼拝禁止(注4)			33		
14	イタリヤの支配地での礼拝禁止				9	
15	軍隊内での礼拝禁止(プロテスタント首領による礼拝以外)			36		
16	会堂建設許可, 会堂用地の返還	28			(5, N)	
17	聖職者による民衆扇動の禁止	2, 29			5, 6	
18	反対宗派による子供への洗礼強制や誘拐の禁止					
19	プロテスタント棄教の約束の無効				4, 5, 6	
20	カトリック祭日の遵守		3		[3-6]	
21	出版—礼拝許可地でのみ可能	13				
21	同一国王役人・カトリック神学者による検閲				(5, 6)	
	同一誹謗文書の嚴禁	2			(5, 6)	
22	教育・医療の平等				3-6	
23	結婚—親等について教会法遵守		39-41		3, 5, 6	
24	官職就任時のカトリック的儀式的免除				5, 6	
25	十分の一税支払義務				5, 6	

B. 宗教活動

その他

26	26	相続権剥奪無効				5, [6]
27	27	官職の機会均等 市の役職等の機会均等		10		5, (6) [5], 6, N
28	28	墓地・埋葬—王権による場所の指定 同一プロテスタントへの墓地の返還		16	45	[3, 5] 4, 6-7
29	29	同一プロテスタントの埋葬に対する冒濫的行為の禁止 同一要求後15日以内に墓地指定 同一国王役人による金銭要求の禁止		2, 17		6 7 N
30	30	王令特別法廷の構成—パリ	ジュネーザ 版37	46, 47		(5, 6)
31	31	同—カストル, グルノーブル, ボルドー		37-40		(5, 6), ((7))
32	32	プロヴァンス, グルターニユ, ノルマンディ—への措置				
33	33	ブルゴーニュへの措置				
34	34	王令特別法廷の権限—最終審		45, 60, 63, 64		(6, 7)
35	35	グルノーブルの細則—高等法院への合体				(6)

C. 王令特別法廷
(対プロテスタント裁判)

B. 宗教活動
その他

36	36	カストル, ボルドーの細則—高等法院への合体の可能性				6
37	37	パリの細則—主席検事代理の移動	30			
37	38	ボルドーの細則—検事 (両宗派等数)	31	11		6, N
38	39	カストル, ボルドー—高等法院との合体時に次席検事代理は評定官に昇進	31	12		((N))
39	40	ボルドーの細則—尚書課	31			N
		ボルドーの細則—下級官職	31			
40	41	・書記 2名 ・同 細則				6 N
		・執達吏, 会計官, 罰金徴収係 細則				((N))
41	42	王令特別法廷役人への十分な給金の給与				
42	43	カトリック側役人の固定化				7
		王令特別法廷の設立				
43	44	・6ヶ月以内 ・設立までの措置				((N))
44	45	未決事件の王令特別法廷への移管	34, 64			[N, 7]
		カストル, グルノーブル, ボルドーの規定				
45	46	・高等法院の内規の遵守 ・両宗派等数による裁判				7

C. 王令特別法廷 (対プロキスタント裁判)

C. 王令特別法廷 (対プロテスタント裁判)

46	47	国内の全役人による判決遵守				7
47	48	判決が等数に割れた時の処置 (partage)				(7)
48	49	評定官の忌避方法 (等分法廷のみ)				7
49	50	王令特別法廷の評定官官職受領者の審査方法	55, 57			(6)
50	51	王令特別法廷所属のプロテスタント役人の受入				
51	52	法廷所在都市の治安維持の責任				7
52	53	裁判請求における形式遵守				
53	54	王令特別法廷以外に所属するプロテスタント役人の受入, 下級の場合				(7)
54	55	同一上級の場合				
55	56	かつてカストルでなされた役人受入の承認	49			
56	57	王による法廷維持費用の負担				(7)
57	58	かつてグルノーブルでなされた評定官受入の承認	49			
58	59	宗教・争乱に関する, アンソリ2世役後のプロテスタントへの判決・差押えの無効	1, 73, 89	55, 56		(2-5), 6
59	60	宗教・争乱以外に関するプロテスタントへの戦争中の判決の無効	1, 73, 89			(3, 5, 6)
60	61	旧王令特別法廷の管轄事件に対する高等法院の判決の無効	34			[N]

C. 王令特別法廷 (対プロテスタント裁判)		D. 違法行為の免責とプロテスタントの諸権利	
61	62	全裁判所での民事事件の証人尋問—判事は両宗派等数	
62	63	遺言の裁判可	
63	64	高等法院と王令特別法廷間の規則の設定 同規則の高等法院での登録	34
64	65	全国王裁判所に対するプロテスタント関連事件の取扱禁止	34, 44
65	66	下級裁判所の細則	66, 67
66	67	ラングブツクのセネシヤル裁判所の特例	65
		アレゾナ裁判所の細則	65
67	68	・ 刑事事件の予審—判事は両宗派等数 ・ 南部-王令特別法廷が刑事事件の管轄判断担当	N 7
68	69	公示が教会でなく広場で行われること	5, 6
69	70	文書・証書の返還	89
70	71	国外で出生した亡命者の子—フランス人として認定 同一10年以内の帰国を条件とする	5, 6
71	72	プロテスタント徴税請負人の王税未払免責	75, 76
72	73	都市・地方—戦争前の特権回復	88
73	74	囚人の解放	58, 59
			[1-6, 7]

74	75	諸税・諸負担の平等				3-6
75	76	民衆の王税未払免責（アンリ4世即位以前）	71, 76			5, 6, N, 7
			1			
76	77	アンリ4世即位までの王税収奪・戦争諸行為の免責	71, 75			(1-4) 5-7
77	78	全国政治会議の責任による違法行為の免責	71	50, 54		
78	79	全国政治会議の会計承認				
79	80	同一会計未報告分の処理方法				
80	81	全国政治会議の収税担当者の免責	71	50, 54		
81	82	同一1596年以後の守備隊支払に関する細則				
82	83	全国政治会議の解散			16	
83	84	結社・軍事活動の禁止			1-6	1-4, 6 (7)
戦争行為の免責						
84	85	プロテスタント提督府の許可による海賊行為の免責	76			5, 6
84	85	カトリック再建遂行への妨害行為の免責	76			
85	86	プロテスタント内規に反した行為の処罰				6
86	87	凶悪犯罪の処罰				6, N
87	88	プロテスタント間の犯罪の処罰				6
88	89	戦争中に破壊された都市—自費により再建可	72			5, 6, 7
89	90	プロテスタントに対する個人的財・権利の返還	58, 59, 69	51, 52	13	[2-6], ((4))

D. 違法行為の免責とプロテスタントの諸権利

個人的財	90	91	3, 4, 5	ジュネーヴ版54		(5), 6
		91	プロテスタント各人が購入したカトリック教会財の即時返還			
E. 最終結部	91	プロテスタントや宗教戦争に関する以前の王令の無効	1			3, 5, 6
	92					
	93	王令遵守の宣誓の命令—地方総督、バイイ、市当局、市民等に対し				(3-5) 6, ((7))
	92 94 95	王令遵守の宣誓、公布、登録の命令—最高諸法院に対し 王令遵守の宣誓、公布、登録の命令—国王役人に対し(一般的)				(4-6), ((7)) 1, 2 ((3-6))

網かけ部分：関連する条項と互いに内容が矛盾することを示す。

注1：王書Bの条項番号は便宜上筆者が付けたもの。原文にはなし。

注2：条項番号はパリ版に準拠

注3：各数字は戦争の次数を表す。1—アンボワーズ王令、2—パリ王令、3—サン・ジェルマン王令、4—グーローニュ王令、5—パリ王令、6—ボワチエ王令、N—ネラウ協定、7—プロロウ王令。—7はNを含む(例、6—7)。

括弧なしは、ナント王令の内容と変化がないことを、一重括弧は内容の一部が既出しナント王令で新たな条件などが追加されていることを、カギ括弧はナント王令で内容の一部が削除されていることを、二重括弧は主題は同じだが内容が根本的に異なることを示す。

注4：5 lieues, 1 lieue (里) = 4.4445km

注5：パリ版の第92条はジュネーヴ版の第93・94・95条を単に結合したものの。

表 3 個別条項

		個別条項内 関連箇所	本文関連箇所 (注1)	王書 B 関連箇所 (注1)	以前の 平和王令への 既出(注1)
1	1	信仰の自由の確認	6		(7)
2	2	カトリック教会修理工費の免除			7
3	2	カトリック教会備品, 兄弟団会費他の免除			7
4	3	カトリックの祭日に家を飾ることの免除	20		7
5	3	香油の免除			7
6	4	臨終に牧師を呼ぶ許可			
7	4	四ヶ所の礼拝許可 (パンボル (アルターニユ), デイエツ, サンセール, モンタニヤツク (ラングドック))			
宗教的権利			11		
バイヌ管区割当ての細則					
6	6	決定方法			(7)
7	6	ピカルデイナーの特例 (地方全体で2ヶ所のみ)	29		6
7	6	プロヴァンスの特例			6
7	6	ヴァイエヌ・バイヌ管区の特例			
7	6	カトリクス・ド・メデイスの領地 (ルエルグ, オーヴェルニユ)の特例			((6))

		ボージョルー・バイイ管区の特例				((6))
	8	マレンヌ島、オロン島の特例				((6))
	9	メツスでの礼拝許可			7	((6))
					12	
	10	本文27条(官職の機会均等)一対旧教同盟条約による制限なし			27	
	11	ギーズ公の帰順条約確認(ランスなどジャンパーニユ地方7都市とその郊外区での礼拝禁止)				
	12	同(「都市周辺部」へのボワチエ王令の禁令適用)				
	13	同(「都市周辺部」の解釈)				
	14	同一貴族の領地での礼拝可			7,8	
	15	ラ・シャトル元帥の帰順条約確認(ブールジュ, オルレアソン両バイイ管区での割当地特例)			11	
	16	同一貴族の領地での礼拝可能			7,8	
	17	ボワエドーフ元帥の帰順条約確認(ル・マンと郊外区での礼拝禁止)				
	18	モルシ市(ブルターニユ地方)の帰順条約確認(市内と郊外区での礼拝禁止)				

宗 教 的 権 利
対 旧 教 同 盟 諸 条 約

19	19	カンベール＝コラントン市（ゾルターニュ地方）の帰順条約確認（コルプアイエユ司教区での礼拝禁止）				
20	20	ボーヴェ市の帰順条約確認（市内と周辺3里での礼拝禁止）				
21	21	ザイラール提督の帰順条約（ノルマンディー地方のルーアン他での礼拝禁止を定めたもの）の期限終了とナント王令の適用	32			
22	22	ジヨワイユーズ公の帰順条約確認（トヴァールズと周辺4里での礼拝禁止）				
23	23	同（四都市での礼拝禁止→アラシ、ライアック、オーリアック、モンテスキュー）				
24	24	同（旧支配領域へのボワチエ王令の禁令適用）				
25	25	デイズジョン市の帰順条約確認（市内と周辺4里の礼拝禁止）				
26	26	マイエンス公の帰順条約確認（ブルゴーニュ地方のジャロン＝ジュール＝マルヌ市内とソワッソン周辺2里以内の礼拝禁止）				
27	27	リヨン市におけるプロテスタントへの居住・通行禁止の解除				

対旧教同盟諸条約
宗教的権利

対旧教同盟諸条約		宗教的権利			
28	28	ボワチエのセネシヤル管区の割当地特例 ショーザイニー（ボワトラー）での礼拝許可（注2） アジヤン（ギユイエンス）での礼拝禁止 ペリグー（ペリゴール）での礼拝禁止 ピカルデー地方のバイイ管区割当地の細則 ・個別条項第6条確認	11 6	2 6	((6))
29	29	・アミアン市、ペロンヌ市、アブザイル市の帰順条約確認（バイイ管区内に礼拝割当地を容認せず）			
30	30	サンヌ市の帰順条約確認（市内と郊外区の礼拝禁止、バイイ管区割当地—ボワチエ王令適用）		11	
31	31	ナント市の帰順条約確認（市内と3里以内の礼拝禁止）			
32	32	帰順条約が仮条約として結ばれた場合—ナント王令の適用	21		
33	33	パリ市の帰順条約確認（バイイ管区割当地特例—5里のところに1カ所のみ）		11, 14	
34	34	礼拝許可地での打鐘、教会会議、長老会開催の許可	43		
35	35	長老会内容の秘密保持許可			
36	36	従軍中の礼拝出席許可		15	

37	37	礼拝許可地以外での学校開設不可	13		
38	38	子供への後見人許可			
39	39	旧カトリック聖職者の結婚—既成の場合は承認	23		(6)
40	40	従兄弟間の結婚の承認	23		(6)
41	41	結婚についての裁判管轄（プロテスタントが被告の場合には国王裁判所）	23		(6)
42	42	教会への遺贈許可			
43	43	教会会議許可（国王裁判官の臨席）	34		((5)), N
44	44	宗教活動のための内部課税の許可			((6)), (N, 7)
45	45	牧師の諸負担免除			
46	46	墓地、細則（カトリック墓地となった場合は現状維持等）	28		
47	47	パリ—カトリック評定官は高等法院より選出	30		[6]
48	48	同一プロテスタント評定官は国王親任官による裁判に出席可	30		
49	49	両宗派等分法廷、部長評定官の席次は就任順			
50	50	プロテスタント新役人の人選、教会会議の同意必要			10
50	50	免責—77項確認（シヤラント河他での王稅収奪）	77, 80		

王令特別法廷

宗教的権利

個人的権利

51	51	コンタ・ザネサン (ポワチエ王令確認—プロテスタントへの財返還)		89		(6)
52	52	アラソンソン市バイイ管区裁判所主任検事ニコラ・グリムーの復職		89		
53	53	外国での安全を諸国大使に要求				6
	54	プロテスタント所有のカトリック聖職録—六ヶ月以内にカトリックに所有権譲渡		90		
	55	同一年金受取の約束がある場合、譲渡後も受取継続		90		
	56	免責確認—ロワイヤン市での徴税		77, 80		
	56	判決無効—ミヨー市の数名のプロテスタント兵士		58		
	56	なし		58		

免責他

網がけ部分：関連する条項と互いに内容が矛盾することを示す。

注1：表2、注1—3参照。

注2：表4、注2参照。

里 = lieue (1 lieue = 4.445km)。

表 4 王書 B

	内 容	本文関連箇所 (注1)	個別条項 関連箇所	以前の 平和王令への 既出 (注1)
(注1)		82		
1	占領地の8年間の維持 同一例外 ・ザンブトーム市など3都市の除外 ・ジョーヴィニー市のボラチエ司教への返還 (注2)		28	((3, 5, 6))
2	毎年18万エキュの支払			((6, N))
3	守備隊目録作成時のプロテスタント側同意権			((N, 7))
4	守備隊長の人選 (国王側指名, プロテスタント側同意権)			
5	プロテスタント軍武器管理役の現状維持			
6	メックス (礼拝許可・会堂返還)		9	((6))
7	宮廷 (大貴族の家族礼拝許可)	14		((3-6))
8	イタリア, サゾオア内の支配地 (礼拝不可, ただし王領地編入後は考慮)	14		((5, 6))
9				

王令特別法廷		初代プロテスタント評定官一就任時無償	49	6 ((6))
10	同一プロテスタント側候補者リスト提出			
11	ホルト——初代次席検事代理は就任時無償	37		
12	カストル, ホルト——高等法院との合体時における次席検事代理の評定官昇進は無償	38		
13	パリ高等法院—フランソワ・ピトウアーの主席検事代理への復職	89		
14	プロテスタント2名を任命 (空位時)			
15	プロテスタント担当として常時2名を配置			
16	全国政治会議の存続許可	82		

司法・官職

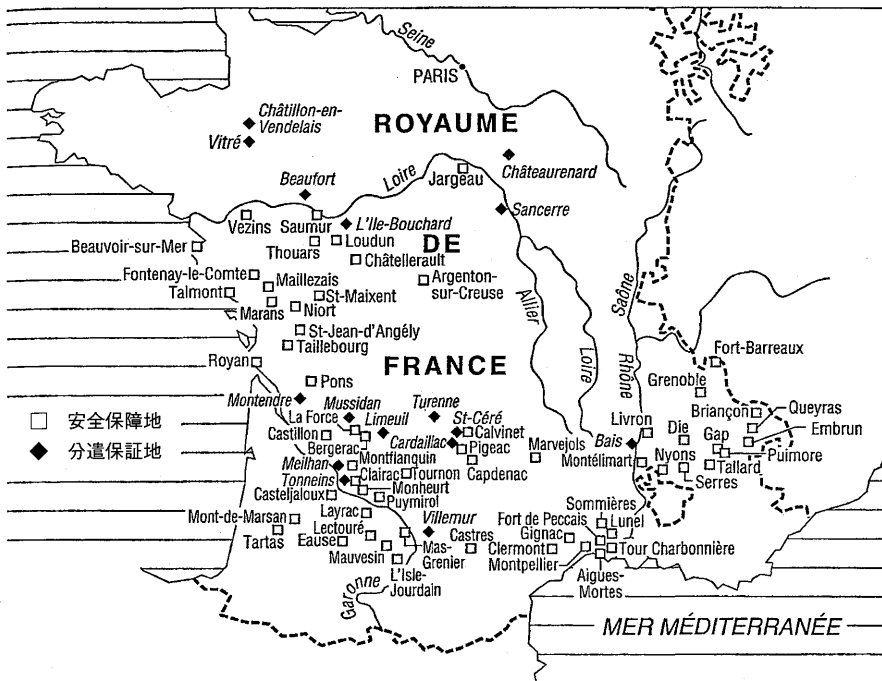
國王勲章

網がけ部分：関連する条項と互いに内容が矛盾することを示す。

注1：表2、注1—3参照。

注2：この結果、同地では礼拝不可になる。

図 ナント王令による安全保障地



(J. Garrisson, *L'édit de Nantes*, 1998, Paris, s. p.)